

府中市告示第57号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する道路交通振動の限度について市長が定める区域及び同表備考2に規定する市長が定める時間は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

平成24年4月1日

府中市長 高野 律 雄

区域の区分		時間の区分	
種別	該当地域		
第一種区域	平成24年府中市告示第54号により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域（第二種区域に該当する区域を除く。）	昼間	午前8時から午後7時まで
		夜間	午後7時から翌日午前8時まで
第二種区域	指定地域のうち、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	昼間	午前8時から午後8時まで
		夜間	午後8時から翌日午前8時まで